

親父が認知症に!?

平藤清刀さんの介護体験記

#14

■「死亡診断書は書けます」

「心臓と呼吸が停まっていてる状態です」医師の返事はあいまいでした。

心臓と呼吸が停まっていて蘇生術を施しても戻らないということは、亡くなったということではないのか。寝ているところをたたき起こされて寝ぼけた素人頭でも、それ

くらいは分かります。私は苛立ちを隠さず、重ねて尋ねました。「死亡したかどうかを判定できるのは医師だけですよね?」「死亡診断書は書けます」もちろん、そうでしょう。しかし今は、そんなことを訊いているのではありません。

「はっきり訊きます。父は死んだのですか」

これにも医師の返事は「心臓と呼吸が停まっています。蘇生術を施していますが、死亡診断書はすぐに書けます」

なるほど、そういうことか。医師が言わんとしていることが分かります。蘇生術を続けるか、それとも止めるかの判断を、私に委ねているのです。転院の手続きをした際に「延命措置は望ましい」という意思表示をしてあります。覚悟を決めました。「そういうことでしたら、静かに(あの世へ)送ってあげてください」こうして父はこの

世を去りました。享年87。大往生といっているでしょう。このあとの葬儀の手配や遺産相続など煩雑を極めた手続きについては、この稿の本題から外れるため割愛いたします。ただ父の死後、母が急激に物忘れをするようになり、今言ったことを今忘れるという抜き差しならない状態にあります。が、医師が検査したところでは認知症ではないとのこと。配偶者の死に際して、物忘れが急激に進むことがあるそうです。油断ならないのは、そのまま認知症に進む事例が少なくないということです。ですからこれからは、母の状態に注視していくことになりそうです。

(終)